

狭山市手話通訳者養成講習会（準備コース）開催要項

1. 目的

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成することを目的とする。

2. 主催

狭山市

3. 実施主体

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

4. 日程

令和2年5月14日（木）～令和2年6月11日（木）

毎週木曜日 午前10時～午後0時 ※祝日・年末年始を除く

*令和2年5月14日（木）午前10時から開講式（出席日数に含む）

*予備日：なし

*受講審査：令和2年5月7日（木）午前10時～

*講義：なし

*内容により、時間の変更等あり

5. 講師

特定非営利活動法人 手話教師センター

6. 会場

狭山市社会福社会館

7. 対象

市内在住・在勤で、狭山市手話奉仕員養成講習会を修了見込みか修了されている方、またはそれと同等の知識・技術をお持ちで狭山市登録手話通訳者を目指す方

8. 定員

10名

9. 申し込み方法

専用の申込書を社会福祉協議会狭山市駅東口事務所へお持ちいただくか、郵送でも受付しております。申込書は社会福祉協議会狭山市駅東口事務所のカウンターに設置またはホームページからダウンロードできます。*4月22日（水）必着

10. 提出書類

令和2年度狭山市手話通訳者養成講習会（準備コース）申込書

*受付日は、社会福祉協議会で記入しますので空欄にしておいてください。

*太枠の中をきれなくご記入ください。

11. 受講審査について

準備コースを受講できる技術に到達しているか判断するために、試験（対面による審査およびビデオ撮影）を行います。合格者のみ、本コース受講可能となります。

*5月7日（木）午前10時～実施します。

*時間については後日決定し、連絡します。

*審査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

12. 受講料

受講料は無料 但し講習教材については受講者負担

13. 修了証の交付

この講習会のみ受講の場合は、修了証を交付いたしません。

なお、以下の必須条件をすべて満たした方には、手話通訳者養成講習会（通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）受講後に修了証を交付いたします。

【必須条件】

- ① 講座の出席率が80%以上であること
- ② 全講座の内容が理解でき、手話の基本文法と手話語彙を習得し、表現能力及び読み取り能力が向上していること
- ③ 聴覚障害に対する知識が向上していること

14. その他

- この講習会は、狭山市登録手話通訳者として活動できる方を養成するためのものです。
- 手話通訳者派遣制度とは、一定の手話技術を習得した方に「手話通訳者」として登録をしていただき、聴覚障害者等より要請があった時、「手話通訳者」を有償で派遣する制度です。（派遣された手話通訳者には、謝礼や交通費が支払われます。）
- その他、不明な点は下記までお問い合わせください。

15. お申込み、問合せ先

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会狭山市駅東口事務所内 狭山市手話通訳者派遣事務所
狭山市富士見1-1-11

TEL：04-2003-3742 FAX：04-2003-3746

メール：shuwa@sayama-shakyou.or.jp

担当：唐木、成田